

- 特別融資制度推進会議設置要綱（平成 13 年 9 月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 3 運営 1・2 (略) 3 本制度の効率的な実施のため、推進会議の運営は、（１）の方法により行うものとし、（２）の方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限るものとする。 （１）（略） （２）推進会議は、以下の方法により審査するものとする。 ア・イ (略) ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が次のいずれかに掲げる書類（以下「意見書」という。）について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは当該書類が付されなかった場合に限ること。 <u>（ア）農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 2 の(6)の指導農業士等（指導農業士及びこれに類するものをいう。）による意見書及び当該意見書に係る同要綱第 3 の 3 の(6)の都道府県による確認書</u> <u>（イ）農業経営改善関係資金基本要綱第 3 の 3 の(6)の都道</u>	第 3 運営 1・2 (略) 3 本制度の効率的な実施のため、推進会議の運営は、（１）の方法により行うものとし、（２）の方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限るものとする。 （１）（略） （２）推進会議は、以下の方法により審査するものとする。 ア・イ (略) ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「<u>経営改善基本要綱</u>」という。）<u>第 3 の 1 の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第 3 の 1 の(5)の都道府県による確認書又は第 3 の 1 の(5)の都道府県による意見書（以下単に「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限ること。</u>会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を

府県による意見書

会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めること。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催すること。

4～10 （略）

(別紙)

－要領例－

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第4 運営等

(1)～(4) （略）

(5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとし、イの方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。

ア （略）

イ 次に掲げる方法

(ア)・(イ) （略）

行うことにより、速やかな事務処理に努めること。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催すること。

4～10 （略）

(別紙)

－要領例－

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第4 運営等

(1)～(4) （略）

(5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとし、イの方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。

ア （略）

イ 次に掲げる方法

(ア)・(イ) （略）

(ウ) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が次のいずれかに掲げる書類（以下「意見書」という。）について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは当該書類が付されなかった場合に限ること。

a 農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 2 の(6)の指導農業士等（指導農業士及びこれに類するものをいう。）による意見書及び当該意見書に係る同要綱第 3 の 3 の(6)の都道府県による確認書

b 農業経営改善関係資金基本要綱第 3 の 3 の(6)の都道府県による意見書

会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一

(ウ) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。）第 3 の 1 の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第 3 の 1 の(5)の都道府県による確認書又は第 3 の 1 の(5)の都道府県による意見書（以下単に「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

(6) ～ (10) (略)

(6) ～ (10) (略)

附 則

この通知は、令和8年10月1日から施行する。